

就業調整をめぐる課題に対応するため、配偶者控除および配偶者**特別**控除の見直しがされました。

1. 配偶者**特別**控除について、配偶者控除と同じ控除額の対象となる配偶者の合計所得の上限を、90万円（給与収入のみの場合 155万円）に引き上げられました。
2. 配偶者の合計所得が90万円超 123万円以下（給与収入のみの場合 201万6千円未満）の範囲の方は、配偶者の合計所得に応じた配偶者**特別**控除額が適用になります。
3. **納税義務者**（扶養する人）の合計所得によって、一部、配偶者**特別**控除額及び配偶者控除が減額されます。
4. **納税義務者**（扶養する人）の合計所得が1,000万円を超える場合には配偶者控除及び配偶者**特別**控除の適用はありません。（控除額は0円。ただし配偶者の合計所得が38万円以下であれば、「同一生計配偶者」とされ、扶養親族に該当します。

参考) 配偶者の定義について

これまで控除対象配偶者とされていた方の定義が変更になりました。

同一生計配偶者) 納税義務者と生計を一にする配偶者（専従者を除く。）で合計所得が38万円（給与所得のみの場合は給与収入103万円）以下の人をいいます。

控除対象配偶者) 同一生計配偶者のうち、合計所得が1,000万円（給与所得のみの場合は給与収入1,220万円）以下である納税義務者の配偶者をいいます。

源泉控除対象配偶者) 納税義務者（合計所得が900万円（給与所得のみの場合は給与収入1,120万円）以下の人に限り。）と生計を一にする配偶者で、合計所得85万円（給与所得のみの場合は給与収入150万円）以下の人をいいます。